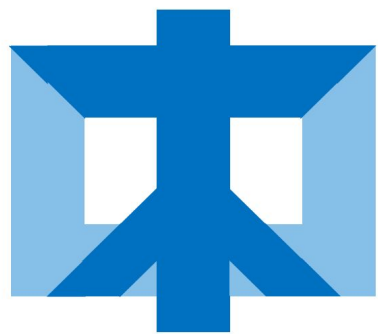


# 令和7年度 井原市立木之子中学校 入学説明会



# 1 教育目標

(1) 学校教育目標 . . . 「お互いの人権を尊重し、誠実に生きようとする生徒の育成」

## (2) 生徒信条

- ・ 自 学 . . . 自ら進んで学習しようとする意欲的な生徒
- ・ 敬 愛 . . . お互いの立場を尊重しながら信頼を深め合う生徒
- ・ 錬 磨 . . . たくましい体力とそれを支える強い精神力を鍛えようとする生徒

○チャレンジ

幸せになるための条件

「やってみよう！」

○達成感・充実感

「ありがとう！」

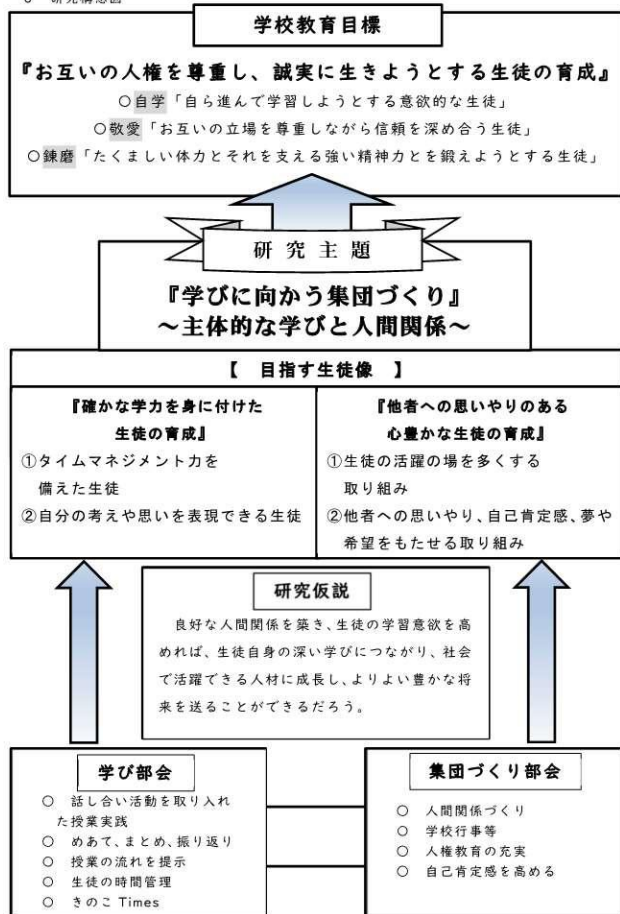
○自信

「なんとかなる！」

○やる気・元気

根気・少しの勇氣

「ありのままに！」



令和6、7年度 校内研究テーマ

# 『学びに向かう 集団づくり』 ～主体的な学びと 人間関係～



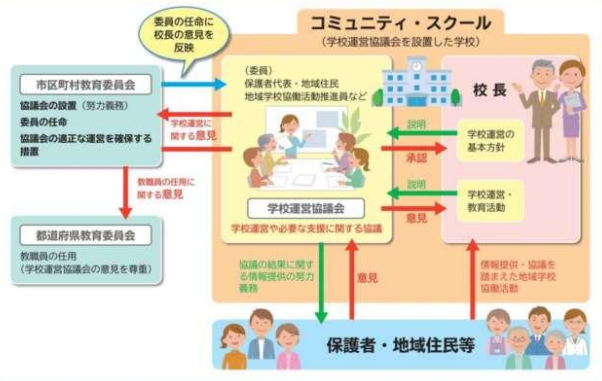
## コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール = 学校運営協議会を設置した学校

学校運営協議会とは・・・

法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

### コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）の仕組み



### 学校運営協議会の主な3つの役割（地教行法第47条の6）※令和2年4月～：第47条の5

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

～より詳しくコミュニティ・スクールについて知りたい方へ～

#### 「学校運営協議会」設置の手引き（令和元年 改訂版）

主に自治体や学校の関係者を対象に、コミュニティ・スクールについてより詳しく解説しています。これからコミュニティ・スクールの導入を検討される場合には、是非ご活用ください。  
※パンフレットは「学校と地域でつくる学びの未来」のHPよりご覧いただけます。

◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/pamphlet/index.html>



## コミュニティ・スクールのメリット・魅力は何？



従来より地域との連携を進めているが、コミュニティ・スクールになるメリットや魅力ってどんなところ？



コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを導入することによるメリットとして、主に以下の3つが挙げられます。

### ① 組織的・継続的な体制の構築 = 持続可能性

校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」です。

### ② 当事者意識・役割分担 = 社会総掛かり

校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識をもち、「役割分担をもって連携・協働による取組」ができます。

### ③ 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

学校運営協議会や熟議の場を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できます。

コミュニティ・スクールは、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民の皆さんが参画できる仕組みです。当事者として、子供の教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組が充実するとともに、関わる全ての人に様々な魅力が広がっていきます。

#### 子供にとっての魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。

#### 教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営や「社会に開かれた教育課程」の実現が可能となります。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。

#### 保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれます。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。

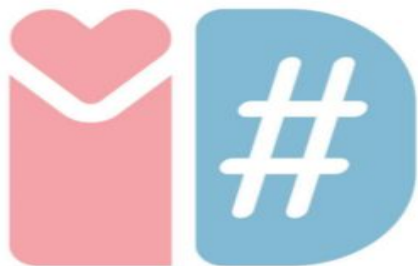
#### 地域の人々にとっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
- 学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながります。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。



# 「ふるさと井原の未来を創るひとづくり事業」 ロゴマークに込めた思い

縦位置 1 4C



ひとづくりのまち井原

横位置 1 4C



ひとづくりのまち井原

縦位置 1 1C



ひとづくりのまち井原



ひとづくりのまち井原

横位置 1 1C



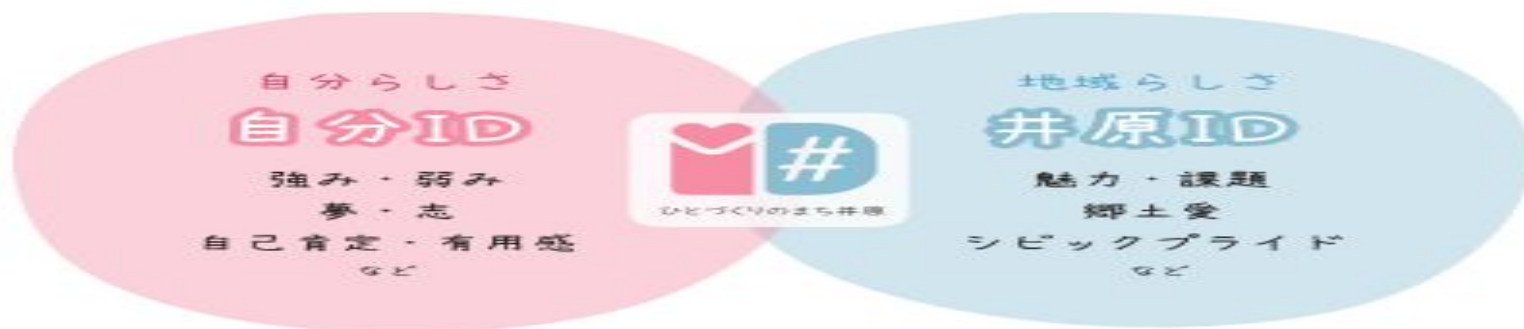
ひとづくりのまち井原



ひとづくりのまち井原

# めざせ!! 井原“志”民

自分とふるさと井原を愛 (I) し、よりよい未来のために実行 (Do) する  
自分と井原への確かな『IDentity』をもった人財



テストで測れない  
“非認知能力”

## 井原“志”民力

井原市民で決めた  
“井原オリジナル”

市民アンケート結果をもとに、身に付けたい力を3つの資質・能力に集約・整理



# 井原市立木之子中学校 制服着こなしガイド

季節や体調に合わせて正しく着用しよう！

## (1)ブレザー

### 1. 指定制服(各校指定のワッペン付き)

指定ワッペン▶



## (2)シャツ類

### 1. 指定なし

### 2. ボロシャツ(白、半袖、長袖)とする

※ワイシャツ、開襟シャツ(白)も可

※ワイシャツは、スラックスにインする

※ボタンダウンも可

### 3. 素材は問わないが、シャツ、ボタンの色は白色とする

## (3)ボトム類

### 1. 指定制服

### 2. スカート丈、キュロット丈は膝が隠れる程度の長さとする

## (4)ニット類

### 1. 丸首 / Vネックセーター、ベスト、カーディガンの

着用を認める

### 2. 色は黒、紺(無地のもの)

## (5)靴・靴下

### 1. 白の運動靴(ひも靴)

※靴下は白、黒、紺、灰色一色のものとする(ワンポイントは可)

ただし、底が灰色、黒色は可



### ▼制服の取り扱い店舗

- ・(株)アイエスピー【イスボ】
- ・こばた屋呉服店
- ・ファミリーショップ フジタ
- ・タナカ(株)
- ・ゆめタウン 井原店

# 学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

## 学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

|     |            |
|-----|------------|
| 指導者 | 当該校の教師     |
| 参加者 | 当該校の生徒     |
| 場所  | 当該校の施設     |
| 費用  | 用具、交通費等の実費 |
| 補償  | 災害共済給付     |



## 学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

|     |                                                 |
|-----|-------------------------------------------------|
| 指導者 | <b>部活動指導員等、関係校の教師</b><br>（※アスリート・アーティスト等の人材を含む） |
| 参加者 | 関係校の生徒                                          |
| 場所  | 拠点校の施設                                          |
| 費用  | 用具、交通費等の実費                                      |
| 補償  | 災害共済給付                                          |

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要  
（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

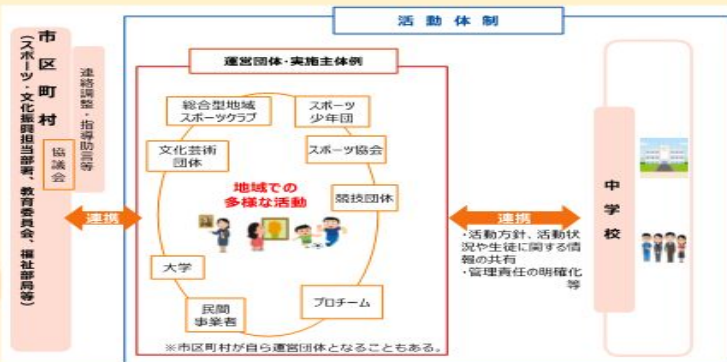
地域の実情に応じ、  
当面は併存

## 休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動  
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

|           |                                                                                                                                  |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運営団体・実施主体 | ① <b>地方公共団体</b> （※複数地方公共団体の連携を含む）<br>② <b>多様な組織・団体</b> （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等） |
| 指導者       | <b>地域の指導者</b> （一部教師の兼職兼業）                                                                                                        |
| 参加者       | 地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）                                                                                                        |
| 場所        | 学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設                                                                                       |
| 費用        | 可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費                                                                                                            |
| 補償        | 各種保険等                                                                                                                            |



# 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

## Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

- (主な内容)
- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
  - ・部活動指導員や外部指導者を確保
  - ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
  - ・週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
  - ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
  - ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

## Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

- (主な内容)
- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
  - ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
  - ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
  - ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
  - ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
  - ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
  - ・困難家庭への支援

## Ⅲ 学校部活動の地域連携や

### 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

- (主な内容)
- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
  - ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
  - ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
  - ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
  - ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
  - ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

## Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

- (主な内容)
- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
  - ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
  - ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
  - ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

保護者の皆様

井原市立木之子中学校  
校長 今井 浩

木之子中学校の部活動について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より本校の教育活動へのご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。このことに関しまして、現時点での今後の見直しについてお知らせします。

### ○部活動の地域移行について

2021年10月から、スポーツ庁の「運動部活動の地域移行に関する検討会議」において、中学校の部活動改革について協議が始まっています。文科省では、休日の部活動について、2023年度から段階的に地域部活動に移行することをめざしています。

井原市でも、「井原市部活動地域移行協議会」が設立され、段階的に休日の部活動を地域での活動に移行していくことが決まりました。その後、生徒が将来にわたってスポーツ・文化に親しむ機会を確保するための環境整備について継続した検討が行われています。

### ○岡山県中学校体育連盟主催大会参加資格について

令和5年度から地域クラブ活動の参加について、「岡山県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について」のとおり、条件を満たす団体について大会参加を認めることとなっております。

### ○本校（木之子中学校）の部活動のあり方

こうした中、本校でも今後の部活動のあり方について研究・協議を重ねており、本校の生徒数、教員数等に応じた適正な部の種類や数について、現時点で次のように考えております。

### 【今後の木之子中学校の部活動について】

※次の①または②の状況になった場合、次年度から新入部員の募集を停止する。

①2年連続で、新規入部員がなかった場合。

②2年連続で、備南西地区（総体・秋季大会）等の中体連の大会に、単独チームとしても、合同部活動としても参加が不可能である場合。

※本年度（令和6年度）を1年目とする。

※地域クラブで、中体連の大会へ出場する選択をした生徒の、本校部活動への入部（活動）は、控えていただく。

ご理解を賜りますよう、お願いいたします。

### 【連絡先】

井原市立木之子中学校  
Tel：0866-62-3603

## ○ 本校のミッション（使命、存在意義）

- ☆ 地域にあって、地域とともに、地域の子どもを育てる。
- ☆ 地域の将来を担うひとづくりを目指し、日々の教育活動を実践する。

## ○ 内外の環境分析

- 【外部環境】
  - ・本校は自然に恵まれた環境にあり、地域の人々は学校に対して大変協力的である。
  - ・本校は4小学校区からなっているが、それぞれの地域には強い共同体意識がある。学区内に娯楽施設や大規模商店はなく、落ち着いた環境で学習に励むことができる。
- 【内部環境】
  - ・全校9学級（通常学級6学級、特別支援学級3学級）である。
  - ・素直で純粋な生徒が多く、授業に落ち着いて取り組んでいる。家庭学習の習慣化のさなる向上を図る必要がある。
  - ・学校行事に積極的に取り組める。

## ○ ミッションの追求を通して実現しようとする本校のビジョン（将来像、目指す姿）

- ☆ 生徒にとって学びたい楽しい学校、保護者や地域の人々にとって学ばせたい学校、職員にとって働きやすい学校の実現。
- ・一人一人が生き生きと学ぼうとする意欲的な生徒が育つ学校。
- ・お互いの立場を尊重し、信頼を深め合う生徒が育つ学校。
- ・たくましい体力とそれを支える強い精神力とを鍛えようとする生徒が育つ学校。
- ・一人一人が達成感や充実感を感じ、魅力ある学校。

## ○ 令和6年度の具体的な学校経営目標

- 1 本年度の指導の重点
  - ・表や裏で、夢や希望をもつ生徒の育成
  - (1) 場に応じた言葉づかいや態度を身に付け、夢や希望をもたせる取組
    - ・言葉づかいについて、指導すべき場面を見逃さず、具体的に指導する。
    - ・気持ちの良い挨拶（語先後礼の挨拶、自分から挨拶）を奨励する。
    - ・返事や発表の時の態度と声の大きさを指導するとともに支持的風土を醸成する。
    - ・コミュニケーションスキル（ひとづくり事業を活用し、生徒が夢や希望をもち、粘り強く取り組める教育活動を実践する）。
  - (2) 他者に迷惑をかけないための交通マナーを守る取組
    - ・並進、一旦停止違反の解消を目指し、効果のある交通指導を行う。
    - ・安全ダスキの着用の定着化を図る。
  - (3) 清掃活動の充実のための取組
    - ・無言清掃期間を設け、自己と向き合うとともに清掃に対する意識を高める。
- 2 他者への思いやりのある心豊かな生徒の育成
  - (1) 道徳教育の充実を図る取組
    - ・道徳教育推進教師と各学年の道徳担当を中心に授業づくりを行い、問題解決型道徳授業の実践を通して、実際の道徳実践のできる生徒の育成をめざす。
  - (2) 人権意識を高める取組
    - ・人権教育講演会や人権週間での取組を継続する。
    - ・人権教育拠点校事業の成果を活用した教育実践を行う。
  - (3) 生徒の活躍の場を多くする取組
    - ・行事や集会で、生徒による運営や進行など活躍の場を増やすことで、生徒が達成感や充実感を感じることができる学校づくりをめざす。
- 3 確かな学力を身に付けた生徒の育成
  - (1) 学力向上のための取組
    - ・ICT機器を効果的に活用し、わかりやすく楽しい授業づくりをすすめ、意欲的に学ぶ生徒の育成をめざす。
    - ・病弱に社会に弱対応した、情報リテラシーや情報モラル教育を推進する。
    - ・学習意欲の向上と情緒的・社会的発達の促進を目指し、ペアやグループ活動による学び合い学習を積極的に取り入れる。
    - ・授業の中で、自分の考えや思いを表現できる場を設定する。
    - ・「きのこTimes」を工夫改善し、基礎学力の向上を推進する。
  - (2) 家庭学習習慣を確立する取組
    - ・自学ノートに全学年で取り組む。
    - ・メディアコントロール週間を設け、「がんばりカード」の取組を行う。
    - ・生活ノート（フォーサイト手帳）を効果的に活用する。
- 4 井原市教育委員会指定教育研究発表会(R6・R7)に向けた取組
  - (1) 生徒・学校の実態に応じた研究仮説とその検証をすすめる。
  - (2) 生徒の将来を見据え、将来必要な力をつけるための教育実践を行う。

## 信頼される教職員、信頼される学校であるために

- ☐ 法令を遵守し教育公務員としての自覚をもち、服務規律の徹底に努める。
- ☐ 自分と行動に責任をもち、資質・能力の向上に努める。
- ☐ 生徒と相談し、共に成長し手本となる行動に努める。
- ☐ 何事も相談し、助け合える職場環境を作る。

## 事故を未然に防ぐために

- 〈交通安全〉
  - ・全・飲酒運転・酒気帯び運転）
  - ・交通ルールを守り、事故を起こさないように常に緊張感をもって運転する。
  - ・時間に余裕をもって出勤する。
  - ・飲酒をした場合は、絶対に車両（自転車を含む）を運転しない。
  - ・生徒に、飲酒した翌日の朝に、酒気帯び運転にならないようにする。
  - ・車を運転する者に、飲酒を勧めたり、飲酒運転の車に同乗した場合も責任を問われることを認識する。

- 〈体罰・暴言〉
  - ・生徒を尊重し大切にする意識をもつ。
  - ・体罰は、人権を侵害する行為であることを認識する。
  - ・懲戒と体罰の違いについて、しっかりと理解する。

- 〈生徒・保護者との連絡〉
  - ・メールアドレスや携帯電話の番号を教えない。
  - ・生徒、保護者との私的メール・LINEの禁止。
  - ・直接生徒に連絡するのではなく、保護者を介した連絡をする。

- 〈生徒との面談・相談〉
  - ・誰が、どこで、誰に指導するかを生徒指導主事、学年主任、管理職に報告する。
  - ・校内または保護者宅で行う。
  - ・複数の教職員で対応する。やむを得ず、1対1で実施する場合は、窓や扉を開ける。
  - ・複数状態にならないようにする。
  - ・事前事後に管理職に報告する。指導の記録を残す。

- 〈個人情報・盗難・紛失〉
  - ・個人情報や自分のパソコン、USBに保存しない。
  - ・校外に持ち出さない。
  - ・机の上に個人情報に関するものを放置しない。

- 〈学校徴収金の適正管理〉
  - ・現金を机の中に置かない。
  - ・集金したらすぐに支払う。
  - ・検閲を複数で行う。

- 〈わいせつ・セクハラ・パワハラ〉
  - ・どのような行為がわいせつな行為にあたるか理解する。
  - ・わいせつな行為は、被害者の人権を著しく傷つける行為であり、わいせつな行為は一切関与しないという強い意志をもって生活する。
  - ・心身の健康を保つ。互いに声をかけ合う。

- 〈その他〉
  - ・許可なく校内でスマホを使用しない
  - ・生徒は、自家用車で送迎しない。
  - ・生徒は、職員室への入退出時にあいさつをきちんとさせる。（4月中に生徒に指導）
  - ・職員室で、生徒指導や教科指導をしない。
  - ・印刷室へは、生徒だけで入室させない。

## 【相談窓口】

- 木之子中学校 (0866-62-3603)
- 密の職員でもかまいません
- 井原市教育相談室 (0866-62-8090)

# 井原市立木之子中学校 いじめ防止基本方針

令和 6 年 4 月 策定

| いじめに関する現状と課題                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・本校のいじめの認知件数は年間数件で推移している。ＬＩＮＥやＸや Instagram への書き込みに起因するトラブルが原因となっているものが増加している。生徒の４割程度が携帯電話やスマートフォンを所有しているが、生徒のネット利用の実態を十分に把握しきれていない。現在、生徒指導部を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するために、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対応のための教職員研修の充実も必要である。 |
| いじめ問題への対応の基本的な考え方                                                                                                                                                                                                                                         |
| ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも教務主任・学年主任等も参加し、それぞれの立場から効果的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のＬＩＮＥやＳＮＳ等の利用実態の調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。                                                                                     |
| ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。                                                                                                                                                                                |
| ・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。                                                                                                                                                                              |
| ＜重点となる取組＞                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ・ＳＮＳの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を年度初めに実施する。                                                                                                                                                                                        |
| ・「いじめについて考える週間」において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。                                                                                                                                                                                 |
| ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての生徒に対して情報モラルに関する授業を毎学期計画的に実施する。                                                                                                                                                                                                 |

| 保護者・地域との連携                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 学 校                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 関係機関との連携                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ＜連携の内容＞<br>・学校基本方針をＰＴＡ総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、ＰＴＡ研修会や地区別懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。<br>・学校評議員、民生委員、主任児童委員、保護司、警察共助員の協力を得て、地域の方々の参画の機会を設け、生徒の学校以外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見と経過観察に努める。<br>・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのＰＴＡ対象の研修会を実施する。<br>・学校だよりやＰＴＡ新聞に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の相談窓口を掲載し、活用を促す。 | いじめ対策委員会<br>＜対策委員会の役割＞<br>・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中枢、相談窓口、発生したいじめ事案への対応<br>＜対策委員会の開催時期＞<br>・年３回開催（学期毎に実施する）<br>＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞<br>・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。<br>＜構成メンバー＞<br>・校外 本校学校評議員会構成員をもってあてる<br>・校内 校長、教頭、教務主任、学年主任、人権教育担当、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、道徳推進担当 | ＜連携機関名＞<br>・井原市教育委員会、県教育委員会<br>＜連携の内容＞<br>・保護者支援のための専門スタッフの派遣、ネットパトロールによる監視<br>＜学校側の窓口＞<br>・教頭<br>＜連携機関名＞<br>・井原警察署<br>＜連携の内容＞<br>・非行防止教室の実施<br>・定期的な情報交換、連絡会議の開催<br>＜学校側の窓口＞<br>・生徒指導主事 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 全 教 職 員                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                          |

| 学 校 が 実 施 す る 取 組                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①<br>い<br>じ<br>め<br>の<br>防<br>止      | （職員研修）・教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社等から講師を招き、生徒のネット利用の現状と指導上の留意点についての研修会を行う。<br>（生徒会活動）・「いじめについて考える週間」において生徒会主催の、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。<br>（居場所づくり）・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。<br>（情報モラル教育）・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において毎学期１時間行う。                                                                                           |
| ②<br>早<br>期<br>発<br>見                | （実態把握）・生徒の実態把握のためのアンケートを学期毎に実施し、年２回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。<br>（相談体制の確立）・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声をかけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。<br>（情報共有）・生徒の気になる変化や行為があった場合、５Ｗ１Ｈの記録用紙を作り、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。<br>（家庭への啓発）・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見るためのポイントを載せたパンフレットを作成・配布して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。                                                                             |
| ③<br>い<br>じ<br>め<br>の<br>対<br>処<br>理 | （いじめの有無の確認）・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたら、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。<br>（いじめへの組織的対応の検討）・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。<br>（いじめられた生徒への支援）・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。<br>（いじめた生徒への指導）・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付けさせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を営むことができるよう指導を行う。<br>（集団への指導）・いじめを許さない集団づくりの取組を、関係する全ての教育活動で行う。 |

## 教育相談アンケート

（ ）年（ ）組（ ）番 名前（ ）

５月２７日から教育相談を行います。よりよい時間にするために、あなたの生活の様子や先生と話したいことなどを教えて下さい。

| ★あてはまるところに○をつけましょう。       | よくある | ときどき | ない |
|---------------------------|------|------|----|
| ・体調が悪い時が多い。               |      |      |    |
| ・学校が楽しくない。                |      |      |    |
| ・普段「むかつく」「うざい」という言葉をよく使う。 |      |      |    |
| ・成績のことがとても気になる。           |      |      |    |
| ・部活動のことで悩んでいる。            |      |      |    |
| ・むしょうに腹が立ってきて、他人を傷つけたくなる。 |      |      |    |
| ・授業についていけない。              |      |      |    |
| ・将来（進路）について悩んでいる。         |      |      |    |
| ・先生との関係で悩んでいる。            |      |      |    |
| ・友達との関係で悩んでいる。            |      |      |    |
| ・自分の性格のことで悩んでいる。          |      |      |    |
| ・他人が自分の悪口を言っていると思うことがある。  |      |      |    |
| ・自分のことをわかってくれる人が欲しいと思う。   |      |      |    |
| ・教室の中で、息苦しいと感じることがある。     |      |      |    |
| ・家でくつろげない。                |      |      |    |

★いじめについて、感じていることを書いてください。

|                     |         |      |
|---------------------|---------|------|
| ・４月以降、いじめられていると感じる。 | はい ・いいえ | 具体的に |
| ・４月以降、いじめられている人を見た。 | はい ・いいえ | 具体的に |

★困っていること、悩んでいること、相談したいことを書いてください。あなた自身のこと、まわりの人のことでもかまいません。

★担任の先生以外とも話したいと思う人は、下に書いて下さい。

| 相談したい先生 | 相談内容 |
|---------|------|
|         |      |

# 人権学習実践事例集



## 上手な伝え方

井原市立木之子中学校 第2学年



- 1 教科等 学級活動  
内容 (2) ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成

- 2 題材設定の理由  
よりよい学校生活を送るためには、互いに配慮しながら自分の考えを適切に伝えることができるよう、場に応じたコミュニケーションスキルを身に付けることが肝要である。  
そこで本題材を通じて、身近な場面を設定し、自分と相手の大切に伝える伝え方である「アサーティブな自己表現」についてロールプレイングを行うことで、互いが主張する中でも思いやりの心を大切にコミュニケーションのよさに気付かせたい。そして、「アサーティブな自己表現」で話すと安心して話ができるという気持ちを全員で共有することで、自他のよさを尊重したよりよい集団として活動できる意欲と態度を育てたい。

| 3 評価規準                                          | 知識・技能                                      | 思考・判断・表現                                                 | 主体的に学習に取り組む態度 |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------|
| 自分の考えを相手に伝えることができるなど、コミュニケーションの特性や課題について理解している。 | 自分と違う考えでも、それを尊重し、認め、問題などの解決方法を話し合い、実践している。 | 学校生活や人間関係をよりよいものにするために意思の伝え方を考え、他者と協議して良好な人間関係を築こうとしている。 |               |

| 4 事前の指導 | 学習活動             | 教師の指導・支援                                                      | 評価規準及び評価方法                                                  |
|---------|------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 4月      | 「すごろくトークン」       | 否定的な言葉を使わないというルールを確認し、互いの意見を肯定的に受け止めることで、進んで自己表現ができるようにする。    | 進んで自分のことを表現し、仲間のことを知ろうと実践している。<br>【思考・判断・表現】（発言）            |
| 5月      | 「You are great!」 | 互いの「よいところ」について肯定的なメッセージを受け取り合うことで、他者だけでなく自分のよさも知ることができるようにする。 | 他者のよさを表現するとともに自分のよさを知ろうとしている。<br>【主体的に学習に取り組む態度】（発言・ワークシート） |

- 5 本時（本実践）と人権教育  
適切なコミュニケーションについて考え、自他のよさを尊重しようとする意欲や態度を育てる。  
＜価値的・態度的側面＞

よりよい集団として活動するための適切なコミュニケーションを実践することができる。  
＜技能的側面＞

## 男女のらしさ

井原市立木之子中学校 第1学年



- 1 教科等 学級活動  
内容 (2) イ 男女相互の理解と協力

- 2 題材設定の理由  
「男女のらしさ」について、性の多様性への理解が進みつつある中で、性別を問わず男女とも対等な平等な社会を作っていくことがめざされ、男が外（仕事）、女が中（家事、育児）といった固定的な役割に関する意識も次第に変化している。そのような中で、固定的な役割分担意識に疑問を持ち、性別にとられず自分らしく生きていきたいと思う生徒もいると思われる。  
そこで、本題材を通じて生徒が、男女相互の身体面、精神面の違いを認めるとともに、共に協力し、尊重し合うことで充実した生活を送ることができることを理解させたい。そして、「自分らしく」生きることの大切さを知り、よりよく生きていくことするために、それぞれが、多様な個性を持った存在であることを認め、自他を尊重しようとする意欲や態度を養いたい。

| 3 評価規準                               | 知識・技能                                   | 思考・判断・表現                                                  | 主体的に学習に取り組む態度 |
|--------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------|
| 互いの違いを認め、多様な他者と人間関係を築く大切さについて理解している。 | 自分と違う考えでも、それを尊重し、認め、話合い問題の解決方法を見いだしている。 | 学校生活や相互の間をよりよいものにするために、多様な他者と協力し尊重し合う環境をつくり、共に成長しようとしている。 |               |

| 4 事前の指導 | 学習活動                     | 教師の指導・支援                                                       | 評価規準及び評価方法                                                     |
|---------|--------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 9月      | 道徳「即活の輝り」（友情、信頼）         | 互いの心や思いを受けとめ、相手の存在を尊重し合う関係を築く方法を考えたい。<br>【思考・判断・表現】（発言・ワークシート） | 相手の心や思いを受けとめ、互いの存在を尊重し合う関係を築く方法を考えたい。<br>【思考・判断・表現】（発言・ワークシート） |
| 11月     | 道徳「私らしさって？」（自主、自律、自由と責任） | 周囲の考えに感化されず、自主性を大切にすること、自分で決定し行動できるようにする。                      | 成長していくために、自主的に考え、判断し、行動しようとしている。<br>【主体的に学習に取り組む態度】（発言・ワークシート） |

- 5 本時（本実践）と人権教育  
「男女のらしさ」について考え、自他を尊重しようとする意欲や態度を育てる。  
＜価値的・態度的側面＞  
自他の価値観やその多様性を認め、共感的に受容することができる。  
＜技能的側面＞

令和4年度

# わたしがかわる まちがかわる

井原市マスコット  
キャラクター  
でんちゅうくん



人権が尊重され 生きがいある まちづくりをめざして

～井原市人権啓発ポスター・標語最優秀作品～



☆なかなおり まほうのことば ごめんなさい

☆認めよう それぞれの違いも 素敵な個性

☆素敵でしょ みんな違った 色がある

人権啓発井原市実行委員会・井原市・井原市教育委員会

人権が尊重され 生きがいある まちづくりをめざして

# わたしがかわる まちがかわる

令和2年度井原市人権啓発ポスター・

標語最優秀作品～



☆みとめあおう みんながう すてきなこせい

☆見てるだけ？ それもりっぱな いじめだよ

☆認め合い その行動が 差別をなくす



井原市マスコット  
キャラクター  
でんちゅうくん



人権啓発井原市実行委員会・井原市・井原市教育委員会  
倉敷人権啓発活動地域ネットワーク協議会

# 親育ち応援学習プログラム

岡山県で作成した「親育ち応援学習プログラム」は、地域での家庭教育支援に活用できる参加体験型の学習プログラム集です。

このプログラムには、決まった答えがある訳ではありません。無理に答えを出すのではなく、参加者同士が話し合いを進めていく中で、自分自身の問題に気付いたり、保護者としてのあり方や役割について考えたり整理したりするきっかけとして活用することができます。

気付きを大切に...

保護者たちがつながる

子育てに悩んでいるのは、私だけじゃなかったんだ...と気付きました。

(研修会参加 保護者感想)

おかやま子ども応援推進委員会 地域家庭教育推進部会  
岡山県教育委員会

## プログラムの一例を紹介します

※乳幼児をもつ保護者を対象にしたプログラム(新卒期)

Ⅰ-9 プログラム名：自分でできたよ！うれい！～入学までに頑張ることができること～

ワーク1

●入学を自覚したわが子の様子を探ってみましょう。

※わが子の様子で、「あ、入学してこんな感じになるけれど、まあ大丈夫かな」、「こんな事ができるようになってきているのね、これにあら大丈夫！」というように話し合ってみよう。

※わが子の様子で、入学して「こんな事ができるけれど、やらせてあげない、大丈夫かな」というように話し合ってみよう。

小学校就学前の研修に最適です!!

プログラム名

自分でできたよ！うれい！  
～小学校入学までに頑張ることができること～



美咲町立徳原小学校内研修

わらい

小学校生活をスムーズにスタートするに当たって必要な生活習慣を身に付けさせるために、保護者として大切にしたいポイントについて考える。

笑顔のポイント

小学校入学時に「自分のことは自分でできる」という自信をもつことができるように、関わり方のポイントについて考えることができる。



玉野市立和幼幼稚園すくすくサロン

ワーク2

●～子どもが自信をもって小学校入学を迎えるために～  
入学に向けて、どんな関わりができていしょうか？話し合ってみよう。

ふりかえり

●今日の学習をふりかえって、夢になったことや気づいたことを記入しよう。



## 親育ち応援学習プログラム一覧

### I 子育て準備期の中・高校生、まもなく親になる方を対象にしたプログラム

| No. | プログラム名         |
|-----|----------------|
| I-1 | お母さんになってどんな感じ？ |
| I-2 | 子どもをもつということ    |
| I-3 | ワークライフバランスって？  |



### II 乳幼児をもつ保護者を対象にしたプログラム

| No.   | プログラム名                                  |
|-------|-----------------------------------------|
| II-1  | 赤ちゃんといっしょ                               |
| II-2  | いやいや期をどうのりこえる？(2歳児)                     |
| II-3  | 子ども同士のトラブル、どう解決する？(3～4歳児)               |
| II-4  | 子どもは「生き生き」してる？(4～5歳児)                   |
| II-5  | 子育てのイライラとうまく付き合う親になろう                   |
| II-6  | お父さんがイクメンに変わる魔法の言葉                      |
| II-7  | そういえば自分も...考えよう 認めよう ～子どものいところ、気になるところ～ |
| II-8  | 本を通して親子でコミュニケーション ～読み聞かせ、どうしてる？～        |
| II-9  | 自分でできたよ！うれい！～入学までに頑張ることができること～          |
| II-10 | 私の子育てで、これっていいの？ ～離れた子育てと関係～             |



### III 学童期の子どもをもつ保護者を対象にしたプログラム

| No.    | プログラム名                              |
|--------|-------------------------------------|
| III-1  | 早ね早おき朝ごはんで 元気アップ大作戦!                |
| III-2  | 子どもの規範意識ってどうやって育てるの？                |
| III-3  | ふりかえろう ～子どもとの接し方                    |
| III-4  | 困ったことへの対処法                          |
| III-5  | 気づいていますか？子どものサイン!                   |
| III-6  | 子どもの家庭学習について楽しく話し合おう!～授けよう!魔法の言葉・技～ |
| III-7  | ママ友・パパ友づくりしてますか? ～親同士のコミュニケーションづくり～ |
| III-8  | 「いただきます」「ごちそうさま」～食事への感謝、食事のマナー～     |
| III-9  | 子どもの食事についてどう思っているの？                 |
| III-10 | 考えよう!子どもの安全・安心                      |
| III-11 | 大人と子どもとゲームタイム・スマホ                   |
| III-12 | 子どもはどことで遊ぶの? ～開かれた子育て環境～            |



### IV 思春期の子どもをもつ保護者を対象にしたプログラム

| No.  | プログラム名                 |
|------|------------------------|
| IV-1 | 思春期の心 ～青春時代タイムスリップ～    |
| IV-2 | 子どもの「携帯電話」どう考える?       |
| IV-3 | 異性との付き合い、男女の付き合い       |
| IV-4 | 揺れ動く「新思春期」             |
| IV-5 | 夢見る力を育む応援 ～大人の役割を考えよう～ |



### V 祖父母をはじめ、子育てを支援する幅広い年代の方を対象にしたプログラム

| No. | プログラム名         |
|-----|----------------|
| V-1 | 子育ての不易流行を考える   |
| V-2 | 子どもたちに授けたいこと   |
| V-3 | 親の接し方・子育てアドバイス |



保護者だけでなく、次世代の親となる中・高校生から、祖父母をはじめ子育てを支援する幅広い年代の方を対象に子どもの年齢や発達課題等に応じて内容を設定しております。

DENIM

保護者の皆様へ

令和6年5月9日

井原市立木之中学校  
校長 今井 浩

木之中学校自立応援室『きのこルーム』について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より本校の教育活動へのご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。  
木之中学校自立応援室『きのこルーム』について、お知らせします。

○自立応援室について

長期欠席・不登校対策の専用教室のことです。本校では、『きのこルーム』とよびます。専属教員により、個々の生徒の状況に応じた学習支援・生活支援を行い、学校（教室）への復帰を目指すと共に一時避難等により長期欠席・不登校の未然防止に努めます。

○対応について

専属教員の本校での勤務を、月・水・金を基本とします。他の曜日は、兼務校での勤務となります。火・木は他の支援員等での対応となります。担任とも連携を図ります。

○自立応援室『きのこルーム』からのお知らせ

（別添）の自立応援室からのお知らせ「きのこルームについて」をご覧ください、ご相談等ありましたら、本校までご連絡ください。

どうぞよろしくお願いいたします。

【連絡先】

井原市立木之中学校  
Tel：0866-62-3603

## きのこルームについて

「安心できる場」で蓄えた「自信」が復帰の原動力になります。

より多くの経験と人との関わり（本人の意思の尊重を!!）



### 「きのこルーム」における指導2つの意味

- ① 不登校（不登校傾向）から学校（教室）復帰へのステップとして
- ② 不登校にならないための一時避難として

### 「きのこルーム」2つの役割

存在的役割

- ・自分の存在が、他の人達から受け入れられていると感じることができる。

実行的役割

- ・学習や活動を通して、生徒が達成感や意欲などを感じることができる。

### きのこルーム利用生徒への6つの視点

つながり・連携

当該生徒とのつながり

#### 1 直接的コミュニケーション

- ・適性を知る等、自己理解を深める指導を行う
- ・個別に気持ちを聴く時間を確保する

家庭・保護者とのつながり

#### 3 家庭への働きかけ

- ・家庭訪問を行う
- ・家庭と連絡を取り、学校の様子を伝える
- ・必要に応じてSCを紹介し情報共有する

関係機関とのつながり

情報・支援の連携

#### 5 関係機関とのつながり

- ・保護者とともに生徒を支える体制を作る
- ・各種連携機関を紹介し、情報交換と支援＆連携を図る
  - 大山塾
  - 子育て支援課
  - 青少年育成センター
  - 児童相談所 等

学習・教科の先生とのつながり

#### 2 学習保障

- ・学習時間を確保する
- ・個別の学習を通して、学習の遅れを取り戻せるようにする

学級・学年団とのつながり

#### 4 教室とのつながり

- ・教室にいる生徒と休み時間等に交流する
- ・教室に復帰しやすい仕掛けを工夫する（当該生徒の現状を把握しながら…）

情報共有し支援の連携

#### 6 校内での情報共有・支援の連携

- ・校内の連携体制を充実させる
- ・生徒指導委員会（毎週火曜日）
- ・不登校対策委員会（月1回金曜日）

令和6年度  
R6.4.1現在



# これでバッチリ！木之子中

〒715-0004 岡山県井原市木之子町 2957-1

TEL (0866) 62-3603 FAX (0866) 62-0315

学校教育目標「お互いの人権を尊重し、誠実に生きようとする生徒の育成」

## 欠席・遅刻・早退

- 保護者からの連絡**
- ・欠席、遅刻、早退の連絡は、**アプリ**、電話どちらからでも**8:10まで**にお願いします。
  - ・遅刻がない場合、家庭訪問や勤務先等への臨盆（臨盆）は可能となります。
- 保護者の方へのお返え**
- ・休部不良等により早退する場合、基本的に**保護者の方へのお返えをお願いします**。
  - ・本人の状態やご家庭の事情によって、異なる対応をする場合があります。ご理解、ご協力をお願いします。

## 服装・持ち物

- 服装**
- ・ソックス・白色（ワンポイント・底が灰色・黒色可）
  - ・くるぶしがはなれもの
  - ・セーター等・黒・紺色
  - ・ベルト・黒色（金具は最低型）
  - ・靴・白色（ライン、ポイントも白）
- 持ち物**
- ・文房具・鉛筆（シャープペンシル）、消しゴム、赤ペン、のり、ものさし、三角定規、コンパス、色鉛筆
  - ※学習に不必要なものも持参してこないようご理解、ご協力をお願いします。

## メディア・コントロール

- メディアのルール**
- ・メディア（スマホ、ゲーム、テレビ、パソコン等）は、30分以上の利用で学力に影響するとの報告があります。
  - ・メディアを使う時間、場所について、家庭で話し合って約束を定め、それを確認できるように、保護者の方へご理解、ご協力をお願いします。
  - ・タブレットを持ち帰る場合、学習に活用することのみ使用です。
  - ・**フーメディアデー**
  - ・テスト週間中は、フーメディアデーを実施するよう、ご家庭でも声かけをお願いします。

## 生活

## 保健室

- 通学中・授業・部活動中の怪我**
- ・学校管理下、登下校における災害については、「日本スポーツ振興センター」の給付対象となります。
  - ・医療機関に受診された場合、学校にご連絡ください。手続上に必要な書類をお渡しします。「子ども医療」ではなく、「日本スポーツ振興センター」を使ってください。
- 出席停止**
- ・症状によって出席停止の扱いになることがあります。ご相談ください。

## 教育相談

- スクールカウンセラー**
- ・原則として水曜日午後、スクールカウンセラーが来校します。お子さんのどんな小さな悩みでも、お気軽にご相談ください。相談への相談を受けることもできます。カウンセリングを希望される方は、担任または教務長までご連絡ください。
- スクールソーシャルワーカー**
- ・必要に応じて、スクールソーシャルワーカーをご紹介します。希望される方は、学校にご連絡ください。

## 道徳教育

- 道徳教育の充実**
- ・児童の道徳的学習を指導の重点としており、児童の道徳的学習の実践を進めています。
  - ・指導と評価の一体化を目指して、デジタル教材や道徳教育教材、道徳ファイルを活用した授業を実施しています。また、学期日びりだけでなく、学年末の教員によるローテーション授業や学年道徳などの授業を行うことにより、授業の充実と生徒の成長の見取りにつなげています。

## 授業参加の三原則

- 気構え**
- ・授業に集中して取り組もうとする姿勢のことです。
  - ・前時の学習内容を思い出しながら、チャーム前番まで授業に臨みます。
  - ・授業前後の挨拶をきちんとしましょう。
- 身構え**
- ・相手を見て集中して話を聴きます。
  - ・相手を見て声の大きさ、速さに気をつけて話しましょう。
- 物構え**
- ・授業に必要な準備物を机の上に整えて置いてから、休憩に入ります。
  - ・忘れ物がないよう確認し、授業に臨みます。

## 家庭学習・宿題

- 宿題は毎日あります！**
- ・その日の授業で学んだことの「復習」と、次の授業を理解しやすくするための「予習」があります。
- 「学習ノート」を充実させましょう！**
- ・1日見開き1ページしましょう。
  - ・週末は、気になる新聞記事を読み、見出しと要約、そして自分の考えを書きましょう。
  - ・「おすすめ学習」を参考に、自分にとって必要な学習内容について取り組みましょう。
- 家庭学習の目安時間**
- | 学年    | 1年生 | 2年生 | 3年生 |
|-------|-----|-----|-----|
| 時間(分) | 120 | 120 | 180 |

## 学習

## きのこ Times

- 国語** 漢字・漢字の読み・漢字・語句プリント
- 数学** 復習プリント（計算問題、文章問題等）
- 社会** タブレットを使ったドリル学習や調べ学習
- 理科** タブレットを使ったドリル学習や調べ学習、kahoot
- 英語** 英単語帳、タイピング
- ※社会以外テスト実施  
※水曜日35分間 水曜日以外10分間

## 朝読書

- 「朝読書」の時間**
- ・8:25~8:35の間、各自で読書を行います。8:20までに登校しましょう。
- 読む本**
- ・各自で用意します。
  - ・本は学校図書や図書室の本から選ぶこともできます。
- 「朝読書」のよさ**
- ・一日を落ち着いた気持ちで始めることができます。
  - ・知識が蓄え、心が豊かになる。
  - ・「快楽」や「発見」に出会える。

## 教室に置いてほしい物

- 国語** 漢語の読み、資料
- 数学** ワーク・ファイル・資料
- 社会** 教科書・ノート
- 英語** 教科書・ワーク・地図帳・ノート
- 音楽** 全てのもの
- 美術** 教科書・美術資料・レタリングカード・クロッキー帳・ボスターカード（色紙等）
- 保健** 保健指導書、保健本の学習
- 道徳** 教科書・総合ノート
- 英語** 教科書・本・ファイル
- ※学年によって異なる場合がありますので、各学年の先生方へ指示を聞いてください。

## 警報・異常気象

- 警報発令時の対応**
- ・午前7時の時点で、井原市に「大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪」のいずれかの警報が発令された場合は、20日に再発令される場合、臨時休校となります。
  - ・登校時に局地的な大雨、暴風等、道路が通行不能な状態となる場合は、保護者において危険が予想される場合は、保護者の判断で登校を見合わせ、学校にご連絡ください。
- 警報の確認**
- ・右のQRコードは、気象庁HPです。



## 事務関係

- 給食費・教材費の振替**
- ・銀行の口座から、毎月10日に振替です（祝祭日の場合は翌日）。振替できなかったときは、20日に再振替。
- 学費証明書（J R）**
- ・運賃（片道100km以上）が2割引になります。使用される場合は、学校にご連絡ください。
- 転出される時**
- ・教材費等の清算があります。なるべく早くお知らせください。

## お願い

- 写真・ビデオ等の撮影について**
- ・個人情報保護のため、SNS等にアップすることはご遠慮ください。ご理解、ご協力をお願いします。
- スマートフォン等の持ち込みについて**
- ・携帯電話・スマートフォンは、原則学校に持ち込みは禁止です。家庭の事情で必要な場合は、中学校にご連絡ください。
- メール利用について**
- ・できる限りメールでの連絡、更新へのご協力をよろしくお願いします。

## その他

## 物品の購入

- (株)アイエスピー (62-8882)**
- ・体操服・体操帽子
  - ・ナブサック
  - ・体育館シューズ
  - ・上履き 他
- 尚美堂 (62-8888)**
- ・ネクタイ
  - ・デザインセット
- ※その他の物品については、購入場所の指定は特ありません。

## 電話連絡

- 学校の電話受付時間**
- ・授業のある平日は、7:30~19:00の間にご利用いただけます。
  - ・教職員の勤務時間は、8:15~16:45となります。なるべく勤務時間内にお電話ください。
  - ・回線が混み合う場合は、少し時間を空けておかけください。
- 留守番電話の設定時刻**
- ・授業のある平日~19:00~翌7:30
  - ・長期休業の平日~16:45~翌8:15
  - ・閉庁日（土日祝祭日等）~終日

## 駐車場

- 来校されたときには**
- ・職員室にお越しください。
- 駐車場**
- ・給食センターの車が駐車するスペースには停められてください。本館の北側あるいは東側に駐車してください。満車の場合は、本館南側へ駐車してください。
- 

## 日課表

|      |      |      |      |       |       |        |       |       |             |       |            |
|------|------|------|------|-------|-------|--------|-------|-------|-------------|-------|------------|
| 8:25 | 8:35 | 8:50 | 9:50 | 10:50 | 11:50 | 12:40  | 13:30 | 14:30 | 15:25       | 15:40 | 部活動の最終下校時間 |
| 朝読書  | 朝の会  | 1時間目 | 2時間目 | 3時間目  | 4時間目  | 給食・昼休み | 5時間目  | 6時間目  | 清掃・きのこTimes | 帰りの会  |            |

17:30（2月~10月） 17:00（11月~1月）  
※長期休業中は17:00